

次期「地方版総合戦略」の策定について

令和2年1月15日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進室

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと創生本部 （第11条～第20条）

本部長：
内閣総理大臣
副本部長：
内閣官房長官
まち・ひと・しごと創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生 総合戦略（閣議決定） （第8条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生 総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生 総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

第2期「総合戦略」 <第2期「総合戦略」の政策体系>

目指すべき将来

将来にわたって
「活力ある地域社会」
の実現

人口減少を和らげる

結婚・出産・子育て
の希望をかなえる

◆ 結婚、妊娠、子供・子
育てに温かい社会の実
現に向かっていてと考
える人の割合、50%

魅力を育み、
ひとが集う

○ 地方に住みたい希望の
実現

地域の外から稼ぐ力を
高めるとともに、
地域内経済循環を実現する

人口減少に適応した
地域をつくる

「東京圏への一極集中」
の是正

◆ 地方・東京圏の転出入均衡

基本目標

1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

○ 地域の特性に応じた、生産性が高く、
稼ぐ地域の実現

◆ 地方における若者を含めた就業者増加数
100万人（2019年～2024年）

○ 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化
○ 専門人材の確保・育成

○ 安心して働ける環境の実現

◆ 若い世代（15～34歳）の正規雇用労働者等の割合
全ての世代と同水準を維持

○ 働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

○ 地方への移住・定着の推進

◆ UIターンによる起業・就業者数、6万人（2019年～2024年）等

○ 地方移住の推進
○ 若者の修学・就業による地方への定着の推進

○ 地方とのつながりの構築

◆ 「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数
1,000団体

○ 関係人口の創出・拡大
○ 地方への資金の流れの創出・拡大

3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

◆ 第1子出産前後の女性継続就業率、65%（2025年）等

○ 結婚・出産・子育ての支援
○ 仕事と子育ての両立

○ 地域の実情に応じた取組の推進

4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

○ 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

◆ 市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める
割合が増加している市町村数、評価対象都市の2/3

○ 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実
○ 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

○ 安心して暮らすことができるまちづくり

横断的な目標

多様な人材の活躍を推進する

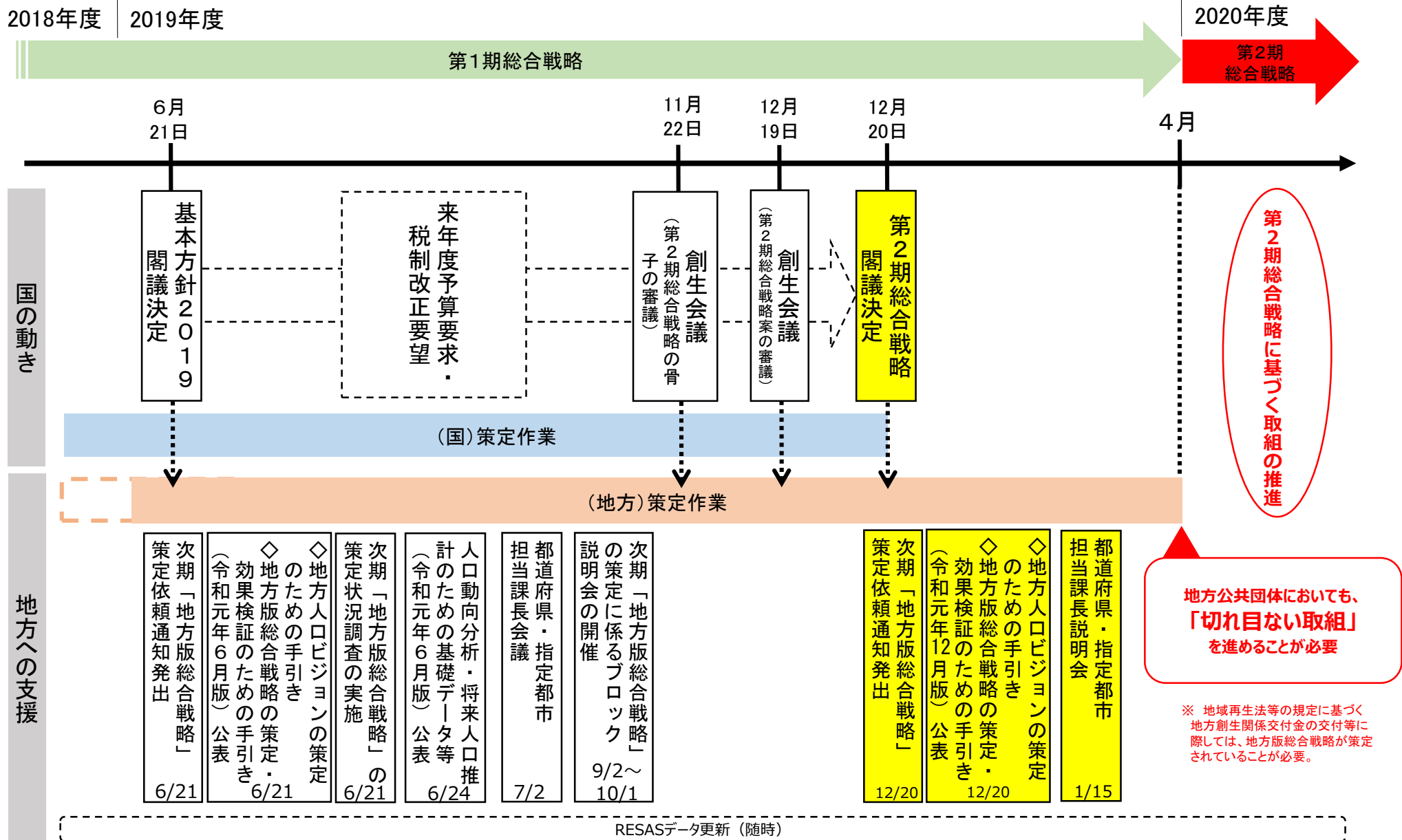
○ 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進
○ 誰もが活躍する地域社会の推進

◆ 地域再生法等に基づき指定されている
NPO法人等の数、150団体
◆ 女性の就業率、82% 等

新しい時代の流れを力にする

○ 地域におけるSociety 5.0の推進
◆ 未来技術を活用し地域課題を解決・改善した地方公共団体の数及びその課題解決・改善事例数、600団体・600件
○ 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり
◆ SDGsの達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合60%

第2期「総合戦略」の策定スケジュール



地方版総合戦略の策定を必要とする特例措置に関する法令の規定

○地域再生法(平成十七年法律第二十四号)(抄)

第三章 地域再生計画の認定等

(地域再生計画の認定)

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画(以下「地域再生計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地域再生計画の区域

二 地域再生を図るために行う事業に関する事項

三 計画期間

3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 まち・ひと・しごと創生法第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(次号において単に「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(次号において単に「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)に同条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって次に掲げるもののうち、地方公共団体、事業者、研究機関その他の多様な主体との連携又は分野の異なる施策相互の有機的な連携を図ることにより効率的かつ効果的に行われるものその他の先導的なものに関する事項

イ～ロ (略)

二 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略にまち・ひと・しごと創生法第九条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に同法第十条第二項第三号に掲げる事項として定められた事業であって前号イ又はロに掲げるもののうち、地方公共団体(～中略～)が法人からの寄附(当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)を受け、その実施状況に関する指標を設定することその他の方法により効率的かつ効果的に行うもの(第十三条の二において「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」という。)に関する事項

三～十五 (略)

5～18 (略)

第五章 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置

第一節 まち・ひと・しごと創生交付金の交付等

第十三条 国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定地域再生計画に第五条第四項第一号に掲げる事項が記載されている場合において、同号に規定する事業に要する経費に充てるため、政令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2～3 (略)

第二節 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例

第十三条の二 法人が、認定地方公共団体に対し、認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附をしたときは、当該法人に対する道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)及び租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

附論 政策の企画・実行に当たっての視点

第2章 国と地方の取組体制とPDCAの整備

1. 地方版総合戦略の策定・推進

地方創生の充実・強化に向け、切れ目のない取組を進めるため、既に多くの地方公共団体において、現行の「地方版総合戦略」の効果検証と併せて、次期「地方版総合戦略」の策定作業が進められている。その策定に当たっては、引き続き、各地方公共団体自らが責任を持って社会・経済状況の変化を捉え地域の将来像を考える観点から、RESASの活用のほか、地域金融機関や政府系金融機関、地域内外の有能なマネジメント人材等の知見を活用し、地域の特性や資源を分析するとともに、若年層を含む幅広い層の住民をはじめ、多様な主体の参画を得るなど、各々の地域の特性に応じた検討プロセスを経て、関係部局が連携して地方版総合戦略に基づく具体的取組、企画・立案等を進めることが重要である。また、経済圏における取組なども視野に入れ、行政区域を越えた広域的な連携を考慮する必要がある。

「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元年12月版）」のポイント

- 国の第2期「総合戦略」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体に対して、次期「地方版総合戦略」の策定を依頼する通知（まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官、地方創生推進室長連名）を発出し、併せて、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元年12月版）」を作成し、周知する。

手引きの構成

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| 1. 都道府県と市町村の役割分担 | 5. 戦略の対象となる政策 |
| 2. 策定プロセス | 6. 総合計画等との関係 |
| 3. 地方版総合戦略の構成 | 7. PDCAサイクルの確立・運用 |
| 4. 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定 | 8. 地方議会との関係 |

＜ポイント＞（令和元年6月版の手引きから見直した主な内容）

1. 第2期「総合戦略」を踏まえた見直し

（1）国の基本目標の見直し及び横断的な目標の追加等

- ◇ 国の基本目標の見直し等も参考にしつつ、地方版総合戦略の効果検証を踏まえて、必要に応じて見直すことが重要であることを記述。
- ◇ 「しごと」起点のアプローチに加え、「ひと」や「まち」起点の多様なアプローチを柔軟に行い、好循環を図ることが重要であることを記述。

〔基本目標〕 ① 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする ② 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる ④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

〔横断的目標〕 ① 多様な人材の活躍を推進する ② 新しい時代の流れを力にする

（2）「地域間連携の重要性」を追加

- ◇ 都道府県と市町村との連携や、連携中枢都市圏や定住自立圏の取組といった市町村間の連携など、地域の実情に応じた地域間の連携・協働を促進することが重要であることを記述。

（3）地方版総合戦略の構成に係る例示を更新

- ◇ 基本目標及び重要業績評価指標（KPI）等の設定例に、「関係人口の創出・拡大」や「企業版ふるさと納税」の視点を追加して記述。

2. これまでの実績等を踏まえた見直し

- ◇ 策定プロセス及び効果検証の重要性に係る記述をより具体化し、次期戦略の策定後も継続していくことが重要であることを記述。
- ◇ 次期「地方版総合戦略」の策定に当たって、多様な主体の参画に関して特に若者を積極的に参画させている事例を記述。

次期「地方版総合戦略」の策定に当たっての主な留意事項

第2期「総合戦略」における目標等

- 国の基本目標の見直し等も参考にしつつ、地方版総合戦略の効果検証を踏まえ、必要に応じて見直すことが重要。

〔基本目標〕 ① 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする ② 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる ④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
〔横断的目標〕 ① 多様な人材の活躍を推進する ② 新しい時代の流れを力にする

- 従来の「しごと」起点のアプローチに加え、地域の特性に応じて、「ひと」や「まち」起点の多様なアプローチを柔軟に行い、まち・ひと・しごとの好循環をつくり出していくことが重要。

庁内における推進体制

- まち・ひと・しごと創生が、人口減少に歯止めをかけることと、東京圏への人口の過度の集中を是正することを目的としていることを踏まえれば、地方版総合戦略の策定・実施に当たっては、地方創生担当部局と子ども・子育て担当部局が連携することはもとより、庁内の各部局が連携して総合的に対応することが重要。

策定プロセス・効果検証

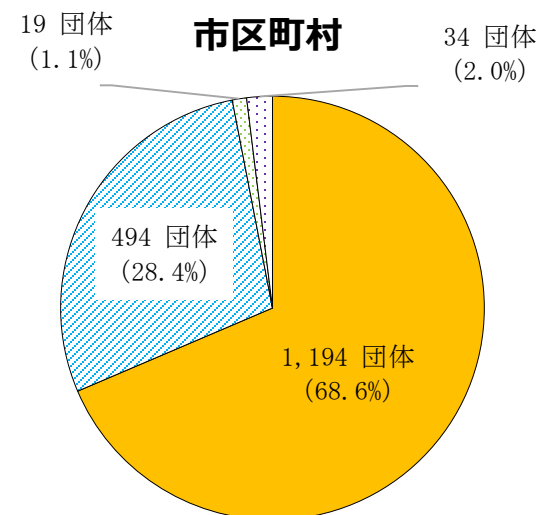
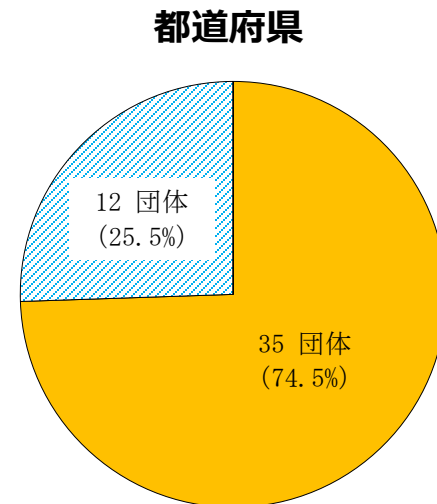
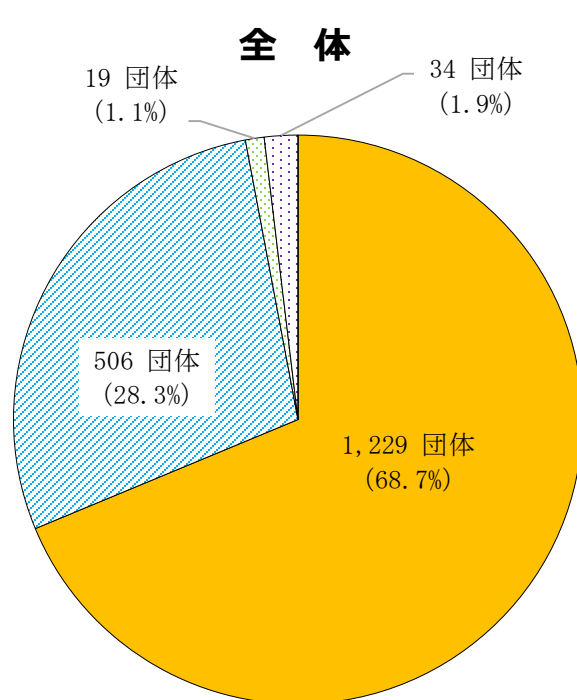
- 幅広い層をはじめ、産官学金労言士等の多様な主体の参画を得るなど、各々の地域の特性に応じた検討プロセスを経て策定を進めることが重要。また、経済圏における取組なども視野に入れ、行政区域を越えた広域的な連携を考慮することが必要。
- 現行の「地方版総合戦略」の効果検証を行うとともに、その結果を次期「地方版総合戦略」の策定に反映し、さらに、次期「地方版総合戦略」策定後も継続したPDCAサイクルの確立と運用を図ることによって、より効果的な取組の推進につなげていくことが必要。

※ 重要業績評価指標(KPI)の設定等に資するよう、「地方版総合戦略の策定に当たって参考となる政府統計指標の一覧」(令和元年6月21日内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室)や「地方創生事業実施のためのガイドライン」(平成31年4月内閣府地方創生推進事務局)も提供。

次期「地方版総合戦略」の策定状況等（全体）

次期「地方版総合戦略」の策定状況等に関する調査結果〔抜粋〕
（令和元年11月15日 公表）

- 次期「地方版総合戦略」の策定状況をみると、「未定・検討中」（1.9%）を除く全ての地方公共団体において、令和2年度以降も切れ目なく「地方版総合戦略」に基づく取組が継続される見込み。
- 令和元年度中に次期「地方版総合戦略」を策定する地方公共団体は、全体で68.7%（都道府県：74.5%、市区町村：68.6%）となっている。



- 調査時点以降、令和元年度中に策定
- ▨ 調査時点における戦略が令和2年度以降も継続
- ▨ 令和2年度中に策定（当該年度当初に遡って適用）
- ▨ 未定・検討中
- ▨ 策定しない・・・該当なし

（※ 調査時点：令和元年8月1日）

次期「地方版総合戦略」の策定状況等（都道府県別）

次期「地方版総合戦略」の策定状況等に関する調査結果〔抜粋〕
（令和元年11月15日 公表）

- ① 調査時点以降、令和元年度中に策定
- ② 調査時点における戦略が令和２年度以降も継続
- ③ 令和２年度中に策定（当該年度当初に遡って適用）
- ④ 未定・検討中
- ⑤ 策定しない（該当なし）
- (※ 調査時点：令和元年8月1日)

単位：団体数（割合）

都道府県名（市区町村数）	①	②	③	④	⑤
全体(1,788)	1,229(68.7%)	506(28.3%)	19(1.1%)	34(1.9%)	0(0%)
都道府県計(47)	35(74.5%)	12(25.5%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
市区町村計(1,741)	1,194(68.6%)	494(28.4%)	19(1.1%)	34(2%)	0(0%)
北海道(179)	154(86%)	21(11.7%)	2(1.1%)	2(1.1%)	0(0%)
青森県(40)	38(95%)	2(5%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
岩手県(33)	21(63.6%)	10(30.3%)	0(0%)	2(6.1%)	0(0%)
宮城県(35)	10(28.6%)	25(71.4%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
秋田県(25)	16(64%)	9(36%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
山形県(35)	22(62.9%)	12(34.3%)	1(2.9%)	0(0%)	0(0%)
福島県(59)	42(71.2%)	17(28.8%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
茨城県(44)	30(68.2%)	14(31.8%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
栃木県(25)	15(60%)	10(40%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
群馬県(35)	30(85.7%)	4(11.4%)	0(0%)	1(2.9%)	0(0%)
埼玉県(63)	25(39.7%)	35(55.6%)	0(0%)	3(4.8%)	0(0%)
千葉県(54)	33(61.1%)	20(37%)	1(1.9%)	0(0%)	0(0%)
東京都(62)	18(29%)	25(40.3%)	10(16.1%)	9(14.5%)	0(0%)
神奈川県(33)	22(66.7%)	11(33.3%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
新潟県(30)	21(70%)	9(30%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
富山県(15)	8(53.3%)	7(46.7%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
石川県(19)	19(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
福井県(17)	11(64.7%)	6(35.3%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
山梨県(27)	26(96.3%)	1(3.7%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
長野県(77)	50(64.9%)	23(29.9%)	0(0%)	4(5.2%)	0(0%)
岐阜県(42)	34(81%)	8(19%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
静岡県(35)	22(62.9%)	13(37.1%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)

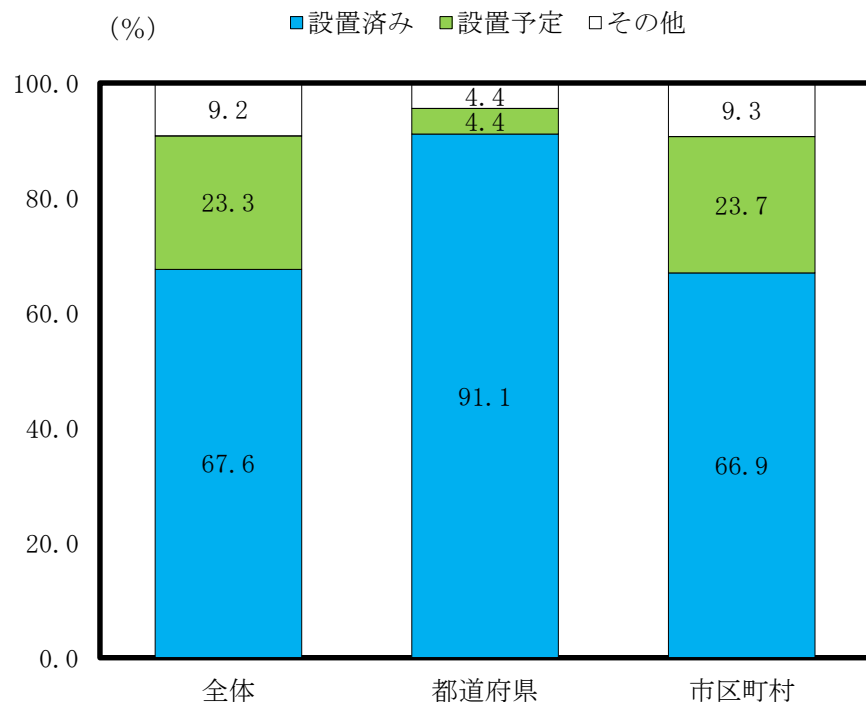
都道府県名（市区町村数）	①	②	③	④	⑤
愛知県(54)	30(55.6%)	21(38.9%)	0(0%)	3(5.6%)	0(0%)
三重県(29)	14(48.3%)	14(48.3%)	0(0%)	1(3.4%)	0(0%)
滋賀県(19)	11(57.9%)	7(36.8%)	0(0%)	1(5.3%)	0(0%)
京都府(26)	21(80.8%)	5(19.2%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
大阪府(43)	16(37.2%)	23(53.5%)	1(2.3%)	3(7%)	0(0%)
兵庫県(41)	18(43.9%)	23(56.1%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
奈良県(39)	22(56.4%)	17(43.6%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
和歌山県(30)	20(66.7%)	10(33.3%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
鳥取県(19)	13(68.4%)	6(31.6%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
島根県(19)	14(73.7%)	5(26.3%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
岡山県(27)	13(48.1%)	14(51.9%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
広島県(23)	13(56.5%)	9(39.1%)	1(4.3%)	0(0%)	0(0%)
山口県(19)	14(73.7%)	5(26.3%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
徳島県(24)	22(91.7%)	1(4.2%)	1(4.2%)	0(0%)	0(0%)
香川県(17)	17(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
愛媛県(20)	16(80%)	4(20%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
高知県(34)	34(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
福岡県(60)	53(88.3%)	6(10%)	0(0%)	1(1.7%)	0(0%)
佐賀県(20)	15(75%)	2(10%)	1(5%)	2(10%)	0(0%)
長崎県(21)	17(81%)	4(19%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
熊本県(45)	43(95.6%)	2(4.4%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
大分県(18)	18(100%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
宮崎県(26)	17(65.4%)	9(34.6%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
鹿児島県(43)	40(93%)	3(7%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
沖縄県(41)	16(39%)	22(53.7%)	1(2.4%)	2(4.9%)	0(0%)

次期「地方版総合戦略」の策定における外部有識者等の参画状況

次期「地方版総合戦略」の策定状況等に関する調査結果〔抜粋〕
(令和元年11月15日 公表)

- 次期「地方版総合戦略」の策定に当たって、外部有識者等が参画する推進組織を設置している又は設置する予定の地方公共団体は、全体で90.9%（都道府県：95.5%、市区町村：90.6%）となっている。
- 次期「地方版総合戦略」の策定に当たって、推進組織に外部有識者等が参画している地方公共団体の状況をみると、9割超の地方公共団体で産官学金が参画している。

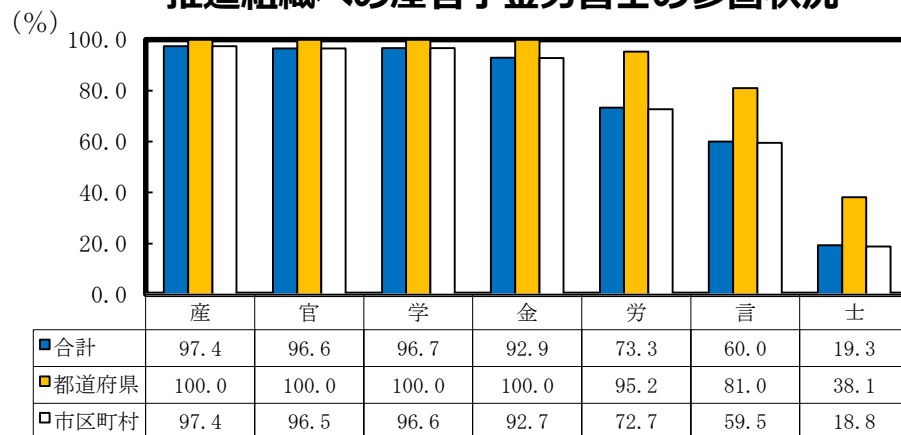
外部有識者等が参画する推進組織の設置状況



<「その他」の主な内容>

- ◆総合計画の審議会を活用
- ◆既存の会議体に有識者が参画する形で代用
- ◆未定・検討中

推進組織への産官学金労言士の参画状況



産官学金労言士の主な回答例

区 分	主な参画主体
産：産業界	経済同友会、商工会議所、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、DMO、民間事業者等
官：行政機関	市長会、町村会、関係市区町村、職業安定所、財務事務所、経済産業局、地方整備局、農政局等
学：教育機関	大学、高等専門学校、小・中・高等学校、教育委員会、PTA等
金：金融機関	都市銀行、地方銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合等
労：労働団体	労働組合総連合会、労働者福祉協議会、勤労者福祉サービスセンター、社会福祉協議会、地方公共団体の職員労働組合等
言：報道機関等	テレビ局、ラジオ局、新聞社、出版社、ウェブメディア、フリーライター、フリーアナウンサー等
士：士業	弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、税理士、建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、中小企業診断士等

地方版総合戦略の策定・効果検証に係る特徴的な事例

効果検証に関する事例

■ 長野県小布施町

ポイント 若者がファシリテーターとなってWGを実施

- ◆ 効果検証に当たっては、①教育・子育て、②介護、③産業振興、④公共施設、⑤環境政策の5分野についてワーキンググループを設置して意見聴取を実施。
- ◆ 各グループ10名程度を一般公募。地域ビジネスや政策のアイデアを考案するインキュベーションプログラム「小布施若者会議」などを通じて関係人口となった若者(25-30歳)が各グループのファシリテーターを担当。
- ◆ 各グループでの議論・意見を踏まえ、次期「地方版総合戦略」の策定作業中。



ワーキンググループでの議論の様子

■ 岡山県奈義町

ポイント 住民からの意見を取り入れ、新たな取組を開始

- ◆ 効果検証に当たっては、戦略策定時に一般公募の町民21名により設置した「素案策定委員会」が引き続き主体となって実施。
- ◆ 住民に「自分事」として考えてもらえるよう、委員21名が主催(つなぎ)となって、所属企業、同僚、友人、ご近所住民など、約20団体でグループヒアリングを行うなど、「ALL町民体制」で戦略を推進。
- ◆ 「子育て中も(子どもを見ながら)少しでも働きたい」といった子育て世代の希望と「繁忙期や軽作業など少しでも手伝ってほしい」といった事業者側の需要をマッチングさせ、「しごとコンビニ」の取組を開始。



しごとの様子(仕分け・封入作業)

次期戦略の策定プロセスに関する事例

■ 静岡県浜松市

ポイント コンテスト形式で、若者が地方創生の政策アイデアを提案

- ◆ 若者の郷土愛を育み定住を促進すること、若者のアイデアを今後の市政・まちづくりに活かすことを目的に「未来浜松市2019 地方創生・政策アイデアコンテスト」を実施。
- ◆ 11チーム52名の若者(15歳以上39歳以下、浜松市内に在住・在学・在勤)が参加し、市職員からのアドバイスを受けながら、約3か月をかけ、政策を立案。
- ◆ 発表会では、市民等の観覧者の投票による「最優秀賞」、市長をはじめとする審査員により「市長賞」を選定。



発表会でのプレゼンテーションの様子

■ 広島県福山市

ポイント 民間の兼業・副業人材と人口減少対策を再構築

- ◆ 民間企業から兼業・副業限定で、総合戦略の柱となる人口減少対策の再構築や強化策を企画立案・実施する戦略推進マネージャーを募集。
- ◆ 新たな人口減少対策には、ペルソナマーケティング※の考え方を導入。就活大学生や子育て専業主婦といった9つのペルソナを設定し、それぞれの満足度を高めるための施策を重点的に実施。
- ◆ 施策の推進に当たっては、市内企業等が自ら企画提案し、実行するための会議体を設置。市が主体の取組と民間主導の取組の両輪により総合戦略を推進。



市内企業等が議論する会議の様子

※ 特定の分野におけるモデルユーザー(ペルソナ)を設定し、当該ユーザーのニーズや満足度を満たすように商品やサービスを設計するマーケティング手法。

○ まち・ひと・しごと創生基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) 抜粋

Ⅳ. 国と地方の総合戦略の策定等について

地方においても、国の「総合戦略」を勘案し、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めることが求められることから、各地方公共団体においては、現行の「地方版総合戦略」を検証し、次期「地方版総合戦略」の策定を進める必要がある。その策定に当たっては、各地方公共団体自らが責任を持って社会・経済状況の変化を捉え地域の将来像を考える観点から、幅広い年齢層の住民をはじめ、産官学金労言士などの多様な主体の参画を得るなど、各々の地域の特性に応じた検討プロセスを経ることも重要である。また、策定に当たっては、経済圏域における取組なども視野に入れ、行政区域を越えた広域的な連携を考慮する必要がある。

○ 次期「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の 策定等について(通知)(令和元年6月21日閣副第118号・府地創第24号) 抜粋

1 策定プロセス等の重要性

次期「地方版総合戦略」の策定に当たっては、各地方公共団体自らが責任を持って社会・経済状況の変化を捉え地域の将来像を考える観点から、幅広い層の住民をはじめ、産官学金労言士などの多様な主体の参画を得るなど、各々の地域の特性に応じた検討プロセスを経ることが重要であること。

現行の「地方版総合戦略」の策定に当たっては、各地方公共団体において、多様な主体の参画や広域連携による策定など、特徴的なプロセスを経て策定される事例が見られました。

こうした特徴的なプロセスや内容は、次期「地方版総合戦略」の策定においても継続的に取り入れられており、本調査における自由記載欄には、各地方公共団体における特徴的なプロセス等に関する記載が多く見られました。その一部を以下に掲載しますので、上記を踏まえ、各地方公共団体における次期「地方版総合戦略」の策定作業に当たって、参考としてください。

《① 地域住民の参画に工夫が見られる事例》

- ◆小・中学生、高校生、18歳以上の町民を対象にしたアンケート調査やタウンミーティング(町長による意見聴取)を実施するほか、町民ワークショップを開催することで、まちづくりの課題や意見、提案等を幅広く収集。(北海道音更町)
- ◆若者の意見を反映させるため、市内全中学校・高校の生徒に対するアンケートを実施。(秋田県鹿角市)
- ◆地域おこし協力隊や集落支援員が主体となってワークショップを行い、地域の課題を掘り起こすとともに、地域住民の多様な意見を取り入れる。【予定】(栃木県矢板市)
- ◆実施した施策の現場検証への住民の参加等、PDCAサイクルにも住民が参画して進めていく。【予定】(神奈川県真鶴町)
- ◆産官学金労言に加え、若者や国際交流協会(外国人との多文化共生の観点)など、多様な主体から構成される会議を一般公開により開催。(静岡県)
- ◆若者が地方創生について考え、発表する政策コンテストを開催し、若者からのアイデアを戦略に反映。(静岡県浜松市)
- ◆総合戦略の柱となる人口減少対策の取組の検討に当たり、市内企業や各種団体が自ら企画提案し実行するための会議体を設置し、民間主導の取組の構築に向けて議論。(広島県福山市)
- ◆移住者からの意見聴取の場を設置。(香川県綾川町)
- ◆地元の銀行職員と市役所の若手職員で構成された「地域若手職員交流会(仮称)」を設置し、各分野に分かれて意見交換を行い、地元で働く職員に関心を深めてもらうとともに、取りまとめられた意見等を戦略に取り込む。【予定】(長崎県西海市)
- ◆子育て世代(PTA)を中心にしたワークショップを開催し、出された意見等を総合戦略の重点プロジェクトに位置付け。【予定】(鹿児島県南九州市)

《② 域外在住者から積極的に意見聴取を行っている事例 (1/2)》

- ◆本県出身の学生・社会人をはじめとする首都圏在住者からの意見聴取。【予定】(山形県)
- ◆現行総合戦略に基づき組織された地域商社と連携し、都内在住の若者の意見を聴取。(山梨県山梨市)

《② 域外在住者から積極的に意見聴取を行っている事例（2／2）》

- ◆無作為抽出によって招聘された市民向け「住民会議」と首都圏在住の市関係人口で構成する「ふるさと住民会議」を連動して実施し、意見聴取のためのワークショップを開催。【予定】(鹿児島県志布志市)
- ◆本町出身者及び本町と関わりのある関係人口層へのWEBアンケートを実施。【予定】(鹿児島県伊仙町)

《③ 新しい視点や地域独自の施策を取り入れている事例（1／2）》

- ◆SDGsと企業版ふるさと納税の活用により施策の展開を図り、目指すべき将来像の実現につなげる。【予定】(北海道釧路町)
- ◆ソーシャルビッグデータを活用し、ネット上の口コミ・記事の中から「筑西市」を含むものを収集し、調査・解析を実施。【予定】(茨城県筑西市)
- ◆総合戦略の基軸として掲げる「『健康』応援都市の実現」に向けた取組をさらに加速化させ、「まち」の健康という視点から「健康」応援都市の実現に向けたイメージの共有化(見える化)を図るため「健康都市プログラム」を設定。(東京都西東京市)
- ◆外国人市民の定住化促進。(福井県越前市)
- ◆次期「地方版総合戦略」を「SDGsの達成に向けた行動計画」と位置付け(施策と17のゴールとの関係を明確にした上で、見える化)。(長野県)
- ◆高校生が参画できる取組をつくり、目指す将来像の実現につなげる。(岐阜県関市)
- ◆「デジタルマーケティング」の手法を活用した観光施策の強化を図る中で「観光で稼ぐ」の実現を目指す。また、「島田市版ネウボラ」の取組を新たに位置付け、「子育てするなら島田」の更なる推進を図る。(静岡県島田市)
- ◆高校生、大学生、若手経営者、子育て世代などの市内外の様々な層において「自分事として考え・語り・共に動き出す」機会(アンケート等)を創出し、関係人口化を図る。【予定】(静岡県袋井市)
- ◆県外在住者を対象にした移住に関するアンケート調査とともに、メッシュレベル(500m)で人口の将来推計を実施。(愛知県)
- ◆AIなどの新技術の活用や官民データの活用により、スマートシティ化や官民連携のプラットフォーム構築を図り、地域課題の解決につなげる。(愛知県西尾市)

《 ③ 新しい視点や地域独自の施策を取り入れている事例（2／2） 》

- ◆ ツイッターを開設し、戦略策定に関する動向等の情報を広く発信。（兵庫県高砂市）
- ◆ 木育の視点で政策を連携し、木への関心を高めることで、森林資源を活用した施策を展開。また、発酵文化を活かし、食のブランド化や健康づくり、交流人口の増加につながる施策を展開。（兵庫県宍粟市）
- ◆ 人口減少対策にペルソナマーケティングの考え方を導入。各種統計やアンケート結果からペルソナを設定し、各ペルソナの満足度を高める施策を構築。（広島県福山市）
- ◆ 定住人口と関係人口の両面を確保する取組を集中的に進めることで、総合計画における将来像及び人口目標の達成に向けた戦略を策定。（香川県三豊市）
- ◆ これまでのしごと創生の取組等に関係人口の創出・拡大や地域経営の視点に立った地域商社設立等を組み入れることで各施策を加速化させ、目指すべき将来像の実現につなげる。（熊本県津奈木町）

《 ④ 広域連携に関する事例 》

- ◆ 全国を7つの地域に分け、それぞれの地域で最も人口が少ない村によって「小さな村g7サミット」を組織し、地方創生に向けて連携協力。（北海道音威子府村、福島県檜枝岐村、山梨県丹波山村、和歌山県北山村、岡山県新庄村、高知県大川村、熊本県五木村）
- ◆ 全国5つの自治体で「教育・文化の先端自治体連合」を形成し、広域的な連携・競争による個々の地域資源を生かした文化度の高いまちの形成を目指す。（北海道東川町、富山県南砺市、兵庫県豊岡市、岡山県奈義町、香川県小豆島町）
- ◆ 県内15の圏域ごとに設置する「地方創生市町村圏域会議」において、各市町村が策定した地方版総合戦略の実現を県が総合的に支援。圏域で共通する課題、施策については、県と関係市町村が連携協力して取組を実施。（福岡県、県内市町村）
- ◆ 定住自立圏形成市町で連携して「地方創生連携協議会」を設置し、総合戦略策定状況や地方創生事業に関する意見交換等を実施。（宮崎県小林市、えびの市、高原町）